

令和3年12月17日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

出産育児一時金等の支給額の見直しについて

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）につきましては、令和4年1月以降の出産から、下記のとおり変更されますので、被保険者並びに被扶養者の皆様方にご周知くださいますよう、お願いいたします。

記

○出産育児一時金等の支給額の見直し

令和3年12月までの出産 (一児につき)		➔	令和4年1月からの出産 (一児につき)	
一時金	404,000円		一時金	408,000円
産科医療補償 制度掛金	16,000円		産科医療補償 制度掛金	12,000円
合 計	420,000円		合 計	420,000円

※産科医療補償制度対象の出産の場合、合計 420,000 円の変更はありません。

※産科医療補償制度対象外の出産の場合、404,000 円が 408,000 円に変更されます。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。